

## 短時間労働者の社会保険の適用拡大について

令和4年10月1日より、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」の一部が施行されるのにもない、短時間労働者の社会保険の適用が拡大されます。

つきましては、下記のとおり変更される内容等についてお知らせいたしますので、ご周知くださいますようお願い申し上げます。

### 令和4年10月からの主な改正内容

#### 1. 特定事業所の人数要件の見直し

(変更前) 被保険者数（短時間労働者を除く）の総数が常時500人を超える事業所

(変更後) 被保険者数（短時間労働者を除く）の総数が**常時100人を超える**事業所

#### 2. 短時間労働者の適用要件の見直し

(変更前) 雇用期間が継続して1年以上見込まれること

(変更後) 雇用期間が継続して**2カ月を超えて見込まれる**こと

対 象	要 件	平成28年10月から (現行)	令和4年10月から (今般改正)	令和6年10月から (改正予定)
事業所	事業所の規模	常時500人超	常時 <b>100人超</b>	<b>常時50人超</b>
短時間 労働者	労働時間	週の所定労働時間が 20時間以上	変更なし	変更なし
	賃 金	月額88,000円以上	変更なし	変更なし
	勤務期間	継続して1年以上 使用される見込み	継続して <b>2カ月を超えて</b> 使用される見込み※	継続して <b>2カ月を超えて</b> 使用される見込み※
	適用除外	学生ではないこと	変更なし	変更なし

#### ※2カ月要件について

健康保険・厚生年金保険の被保険者資格については、これまで「2カ月以内の期間を定めて雇用される方」を適用除外としていましたが、制度改正により、令和4年10月からは「2カ月以内の期間を定めて使用され、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれない方」が適用除外になります。

これにより、雇用契約の期間が2カ月未満であっても、実態として当該雇用契約の期間を超えて使用されることが見込まれる場合には、最初の雇用期間を含めて当初から健康保険・厚生年金保険の適用対象となります。

具体的には、以下のような場合には、健康保険・厚生年金保険に適用されます。

- ・就業規則や雇用契約書などに「雇用契約が更新される旨」または「雇用契約が更新される場合がある旨」が明示されている場合
- ・同一の事業所において、同様の雇用契約に基づき雇用されている方が2カ月を超えて雇用された実績がある場合

(注) ただし、労使双方により2カ月を超えて雇用しないことについて合意しているときは、定めた期間を超えて使用されることが見込まれないこととして取り扱います。

### CHECK! 対象事業所の当組合への手続きについて

令和4年10月1日より、短時間労働者に該当する資格取得届を提出する場合、日本年金機構からの「特定適用事業所該当事前のお知らせ」の写しを付けてご提出ください。(当該通知書の添付は初回のみ)

### CHECK! 被扶養者が短時間労働者として資格取得した場合

現在、当組合の被扶養者となっている方が、短時間労働者として被保険者資格取得した場合、被扶養者資格の削除が必要となります。被扶養者異動届に保険証を添えて当組合へご提出くださいますようお願いいたします。

なお、被扶養者削除日については、短時間労働者の資格取得日と同日となります。

### CHECK! 特定適用事業所に該当する場合の事業所へのお知らせについて

令和4年10月1日以降新たに特定適用事業所となる見込みの事業所へは、日本年金機構より令和4年3月以降案内文書が順次発送されているとのことです。

また、令和4年8月、9月頃にも日本年金機構から案内文書が発送されています。自社が今般の改正による特定事業所に該当するかどうかのご質問等につきましては、管轄の年金事務所へご照会をお願いいたします。

### CHECK! 短時間労働者として被保険者資格を取得し区分変更があった場合

「短時間労働者」から「通常の労働者」に変更した場合は、当該事実が発生した日から5日以内に「[健康保険被保険者区分変更届](#)」の届け出が必要となります。

### CHECK! その他

厚生労働省では、特設サイトを設け、事業者の方々の準備のための情報提供を行っておりますので、ご参照くださいますようお願いいたします。

・ [社会保険適用拡大特設サイト](#)

・ [短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大Q&A集（令和4年10月施行分）](#)